

## 江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

令和4年12月1日教育長決裁

### (設置)

第1条 江別市子どもの読書活動推進計画の策定に当たり、江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 江別市子どもの読書活動推進計画の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を行うこと。

### (構成等)

第3条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2名以内
- (2) 学識経験者及び関係者 5名以内

### (任期)

第4条 懇話会の構成員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度末日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、懇話会の構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育部情報図書館において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。